

中之条労働基準監督署からのお知らせ（令和8年1月号）

1. 除雪作業に重機を使用する場合には資格などの確認を！

トラクター・ショベル



トラクター・ショベル（タイヤ・ショベル、ホイールローダー等）の車両系建設機械は、有資格者でなければ運転することができません。運転が必要な場合は、適正な資格を取得してください。

気をつけていただきたいのが、車両系建設機械は道路を走行する免許(大型特殊免許等)だけでは作業できないことです。使用する場合は作業用の資格を取得してください。また、建設業だけに限らず、旅館業・農業などの業種でも車両系建設機械を使用する場合には資格等が必要となりますのでご留意ください。

1. 有資格者に運転をさせていますか。事業者（代表取締役を含む役員や工場長、営業所長等）であっても、安衛法に基づく資格が必要となります。

機体重量3トン未満のトラクター・ショベルは「小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転特別教育」、機体重量3トン以上のトラクター・ショベルは「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習」を修了等しないと運転できません。なお、技能講習を受講した場合は、特別教育の上位の資格となるため、特別教育を要する機械の運転も出来ます。

2. 法定点検を実施していますか。

特定自主検査（年次点検を兼ねる）、月次点検、作業開始前点検が必要となります。点検後は記録の作成及び保存が必要となります。特定自主検査は検査業者に依頼する必要がありますが、月次点検、始業開始前点検は自社で実施できます。

3. 作業計画を策定していますか。

トラクター・ショベルなどの車両系建設機械を用いる作業を安全に行うためには、あらかじめ作業場所や作業に用いる機械等の状況を確認した上で、作業方法を検討し、作業計画を定める必要があります。また、策定した作業計画は、関係労働者に周知し、確実に実行されるものでなければなりません。

*フォークリフトやショベルローダーなどの車両系荷役運搬機械は、労働安全衛生法により資格（フォークリフトの運転等の業務）、法定点検、作業計画等の適用される条文が車両系建設機械とは異なるためご留意ください。

特定自主検査 業者一覧	群馬労働局 HP : https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-rooudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen05_3.html	
登録教習機関 一覧（資格関係）	群馬労働局 HP : https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-rooudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen05_4.html	

労務関係・安全衛生関係の質問・相談は、お気軽に下記連絡先までご連絡ください。

中之条労働基準監督署 0279 - 75 - 3034

所在地 吾妻郡中之条町大字中之条町 664 - 1